



(3) 令第29条の3第1項第3号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第3項第2号において「減額認定世帯員」という。)のすべてが、前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号に定める者である旨

(4) 被保険者証の記号番号

2 前項の申請に基づき、認定を行つたときは、保険者は、様式第一号の六による標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」という。)を、同項の認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に有効期限を定めて交付しなければならない。

【参考法令】

国民健康保険法施行規則

第26条の2 法第五十二条第二項に規定する食事療養標準負担額についての健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第五十八条の規定の適用に関しては、同条第一号中「令第四十三条第一項第一号ハの規定の適用を受ける者」とあるのは「国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の三第一項第三号イ及びロの区分に従いそれぞれ同号イ及びロに定める者のすべてについて同号イ又はロに該当するものと保険者が認めた被保険者」と、同条第二号中「令第四十三条第一項第二号ハ」とあるのは「国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第二号ハ」と、同条第三号中「令第四十三条第一項第二号ニ」とあるのは「国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第二号ニ」とする。

健康保険法施行規則

第58条第1号 法第八十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

令第四十三条第一項第一号ハの規定の適用を受ける者

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。